

### Ⅲ. 課題の克服と目標達成に向けた取組

#### 基本目標 1 DVを許さない社会づくり

#### 個別目標(1) DVに対する社会的認識の徹底

#### 【現状と課題】

平成 18 年 4 月に公表された内閣府による「男女間における暴力に関する調査」では、これまで配偶者から身体に対する暴行を受けたことがあったと答えた女性は 26.7%、男性は 13.8%となっており、女性の 4 人に 1 人は身体的暴行を受けています。また、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けたことがあったと答えた女性は 18.1%、男性 8.1%、嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがあったと答えた女性は 15.2%、男性 3.4%となっており、配偶者からの暴力の実態が明らかになっています。

DVを防止するためには、県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことをよく理解し、DVに対する社会的認識の徹底を図ることが必要です。

また、身体的暴力に比べ、精神的暴力、性的暴力は、被害を受けても、DVだと認識していない事例が依然として見受けられるなど、被害が潜在化しやすいことから、DVには、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力も含まれることを更に周知する必要があります。

県では、DVの防止に向けた広報・啓発として、平成 14 年 4 月のDV防止法本格施行前から市町村や民間支援団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の街頭キャンペーンの実施、回覧板用のDV啓発チラシの各自治体への配布、「DV相談カード」の県内各所への常時配置などを積極的に行ってきました。

また、外国籍のDV被害者向けリーフレットの作成・配布やDV被害者の発見・通報の積極的な役割が期待されている保健・医療関係者向けに「医療関係者のためのDV発見対応マニュアル」を医療関係者と協働で作成・配布するなどの取組を行ってきました。

これらの広報啓発活動によりDVへの認識、相談窓口の周知が図られてきていますが、依然として地域による取組に格差が見られる

ことから、地域における啓発の充実など、よりきめ細やかな広報・啓発が求められています。

一方、DV被害者の生活再建を進める上では、加害者からの追及の危険性があるため、住民票を移せないことや身元保証人の確保が難しいことなどから、市民生活や就業の際の不利益につながることも多く、また、DV被害者が配偶者の被扶養者になっている場合には、配偶者が加入している企業・団体の医療保険からの離脱手続きが必要となることから、DV被害者が別の医療保険に加入することも容易ではありません。

DV被害者の生活再建を円滑に進めるためには、企業・団体に対しても、DVに係る様々な問題についての正しい理解と認識を深めてもらう必要があります。

また、DVの早期発見のためには、DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や日ごろから子どもと直接接し、DV家庭にある子どもを発見しやすい立場にある教職員が、DVについての理解を深めるとともに、子どもを含めたDV被害者の保護の必要性について理解し、適切に対応することが重要となります。

## 取組の方向

### ◇ DVの根絶に向けた啓発の充実

- ・ 県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに関する正しい理解を深められるよう、多様な広報媒体を活用した効果的な広報、キャンペーンの実施等を通じて、一人でも多くの県民がDVへの理解と問題意識を共有する機会作りを進めます。
- ・ 被害者の立場に立った支援を行うためには、県民や支援者がDVについて認識し、被害者の心情を理解することが重要なことから、協力が得られるDV被害者本人に対して、様々な講演会や研修会におけるパネリストや講師としての参画を促します。

#### ◇ DV被害者等に向けた情報提供の充実

- ・DVの相談窓口を広く県民に周知するため、DV被害者が目に付きやすく、安心して手に取ることができる相談カードの配置場所の拡大に努めます。
- ・DVに対する周囲の理解が十分でないため、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手できる機会も制限されている場合も少なくないことから、DV被害者への相談窓口、支援等に関する情報提供を積極的に進めます。
- ・外国籍のDV被害者に対して、多言語によるリーフレットの活用、関係機関と連携した情報提供等により、相談窓口の一層の周知を図ります。

#### ◇ 地域におけるDVへの理解の促進

- ・県民一人ひとりが、DV被害者の持つ恐怖や不安を被害者の立場に立って理解し、DVに対して偏見を持つことがないように、県民を対象にしたDVに関するセミナー、講演会等を開催します。
- ・市町村やNPO等と連携して、県民に身近な場所で、DVをテーマとした講座、講演会等を開催したり、地域で行われる様々な研修の機会を捉えて積極的に啓発活動を行うことにより、DVに対する理解を深め、DVを許さない社会意識の醸成を図ります。

#### ◇ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進

- ・企業・団体等が、DVに対する正しい理解と認識を深め、DV被害者の生活再建に向けた就業に対する柔軟な対応がなされるよう、県の情報発信メディア（メールマガジン等）を活用し、企業・団体への広報・啓発を積極的に行います。
- ・企業・団体と密接なつながりを持つハローワークや就労支援センターなどの労働関係窓口に対して、企業・団体におけるDVに対する理解を促進するための窓口としての協力を働きかけます。
- ・企業・団体の事業等を通じて、県民に対してDV相談窓口の周知

がされるよう、DV相談カードの配置についての協力を働きかけます。

◇ **保健・医療・教育関係機関に対するDVへの理解の促進**

- ・医療関係者に対し、DVについての理解を深めてもらうとともに発見から通報までの流れや警察、配偶者暴力相談支援センター等の機能について周知を図るため、医療関係者向け会報等へのDVに関する記事の掲載、DV相談カード配置等を依頼するなど、DV被害者への相談窓口等の情報提供や通報等の協力を働きかけます。
- ・子どもの態度や言動等を通じ、DV被害の発見につながる場合も多い保育所、幼稚園、学校等に、DV啓発チラシ、相談カード等を配布するなど、相談窓口等の周知を図るとともに、DVの早期発見を促します。

## 個別目標（２） DVを許さない社会意識を形成するための教育等の充実

### 【現状と課題】

平成18年4月に公表された内閣府による「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代の結婚前に「身体に対する暴行」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的行為の強要」の行為を受けたことがある人は、女性13.5%、男性5.2%となっています。

親密な関係の中で起きる暴力は、決して大人の世界に限られた問題ではなく、若年層の中にも、相手と親密な関係ができると、相手を様々な形でコントロールしようとする、いわゆる「デートDV」の存在が注目されています。

県では、若者を対象とするDV施策として、デートDVに関するリーフレットの作成や高校生を中心とした「それって『愛』なの？若者のためのDV予防セミナー」の実施、大学生を中心とした若者達が主体となって自ら企画・運営する「DVを考える若者フォーラム」などを開催してきました。

また、DVを防止するためには、男女が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体に浸透させることが必要です。このためには、幼児期から生命の尊さや他人の痛みが理解できる心、豊かな情操、思いやりの心を育むことが大切です。

これまで、小中学校においては「命を大切に作るキャンペーン」を実施し、思いやりの心や生きる力を育むとともに、「いじめや暴力行為等、人権侵害は許されない行為である。」という意識を高め、いじめ、暴力の根絶等人権意識の高揚を図る指導を推進しています。

さらに、高等学校では、「豊かな心の教育の育成に係るLHR（ロングホームルーム）」、「マナーキャンペーン」などを実施しています。

DVを許さない社会意識を形成するためには、人権尊重や男女平等の意識を育む教育等を促進することが不可欠です。日ごろから児童・生徒等と接している教職員が果たす役割はとて大きいことから、

教職員が様々な事例に精通し、的確な指導を行うことが重要となります。

教職員等に対しても、DV問題などについての理解を促進するとともに、子どもからのサインを見逃さず、子どもの状況に応じた適切な生徒指導が行えるよう、多様な研修の機会を一層提供することが必要です。

## 取組の方向

### ◇ 人権教育の充実

- ・家庭、学校、地域社会、職場など様々な場や機会を捉えて、DVをはじめ、セクハラ、ストーカー行為など、あらゆる暴力は、人権侵害であるという社会認識を広め、浸透を図るための啓発の充実を図ります。
- ・学校において、引き続き「命を大切にするキャンペーン」、「豊かな心の育成に係るLHR(ロングホームルーム)」、「マナーキャンペーン」を実施するなど、心身の発達段階に応じた、いじめや暴力、人権についての教育の一層の充実を図ります。

### ◇ 若者を対象とした予防施策の充実

- ・高等学校等において、夫婦や恋人等、親しい間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊敬しあえる関係について学ぶことを目的としたDV予防セミナーを引き続き実施します。
- ・デートDVに関するリーフレットの作成や若者向けのフォーラムを開催するなど、若者を対象とした広報・啓発を実施し、若者が自分たちの問題としてDVや暴力等について考える機会を提供します。

#### ◇ 教職員等に対する研修の充実

- ・ DV や DV 家庭に育つ子どもについての理解を深めることで、DV を早期に発見し、DV 被害者の支援を行う機関と連携しながら子どもからの相談などに適切に対応できるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。
- ・ 日ごろから児童・生徒の心身の健康に関する相談を受ける養護教諭等に対する研修の充実を図ります。

### **個別目標(3)** 加害者が自らの責任を認識し、自らが暴力から脱却することを促すための方策

#### 【現状と課題】

暴力の発生を未然に防いだり、再発を防止するためには、DV の加害者や被害者になることを防止・予防する取組が重要です。また、DV 被害者の安全で安心した生活を確保するためには、加害者のもとを離れるだけではなく、加害者からの恐怖や追及等から解放されることが大切です。

県では、平成 16 年度に国からの委嘱を受け、加害者更生プログラムの調査・研究を実施し、平成 17 年度から平成 20 年度までは、県の単独事業として加害者教育プログラムの調査・研究に取り組みできました。5 年間にわたる調査研究事業の中では、実際に、加害者教育プログラムを運営することで、加害者教育プログラムそのもののあり方や実際の DV 加害者像など、貴重な知見を得ることができました。

一方、法的な強制力のない日本の現状において、被害者の安全を確保しながら加害者教育プログラムを実施することの難しさや、プログラムの参加者は、講座で扱う内容を「知識」として学習できたとしても、実際の生活場面において、「行動化」していくには時間がかかるなどの課題も見えてきました。

当事業は、地方公共団体において、長期にわたり加害者教育プログラムを実施した唯一の調査研究事業であることから、今後、国や

他の地方公共団体が加害者更生プログラムに取り組もうとする際のひとつの指標になると考えられます。

なお、ちば県民共生センターでは、男性相談を実施しており、DVの加害経験に悩む男性からの相談もあることから、加害者教育プログラムの実施結果を踏まえた相談への対応も期待されます。

## 取組の方向

### ◇ 加害者教育プログラムの結果を踏まえた相談・予防教育の検討

- ・加害者教育プログラムの調査・研究により得られた知見・課題をDVに悩む男性を対象とした相談事業や高校生等の若者を対象としたDV予防教育等の中で、活用する方策を検討します。
- ・加害者、被害者を含めた男性のための相談、カウンセリングの充実を図ります。

### ◇ 若者を対象とした予防施策の充実（再掲）

- ・高等学校等において、夫婦や恋人等、親しい間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊敬しあえる関係について学ぶことを目的としたDV予防セミナーを引き続き実施します。
- ・デートDVに関するリーフレットの作成や若者向けのフォーラムを開催するなど、若者を対象とした広報・啓発を実施し、若者が自分たちの問題としてDVや暴力等について考える機会を提供します。

## 基本目標 2 安全で安心できる支援体制の整備

### 個別目標 (1) 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

県では、女性サポートセンター、ちば県民共生センター、ちば県民共生センター東葛飾センター、各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV相談を実施しています。また、法律相談、心とからだの健康相談など、女性のための専門相談や、男性相談、外国籍の被害者のための通訳による多言語相談(6か国語)を実施しています。

また、警察でも、相談を受け付けているほか、DV被害者への防犯指導や加害者への指導警告等の援助を行っています。

県に寄せられたDVに関する相談件数は、女性サポートセンターの前身である婦人相談所において、電話相談体制を整備して以降、年々増加していますが、依然として、暴力を受けていてもDVとは認識していなかったり、相談をしたくても踏み切れないDV被害者が見受けられます。こうした潜在化する被害者についても、安心して相談できる環境を整備することが求められています。

また、外国人や高齢者、障害のあるDV被害者のほか、県外から避難してきたDV被害者など様々なケースに応じて、被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応を取ることが必要です。

外国人被害者への支援を行うに当たっては、母国語による通訳の存在は欠かせないことから、通訳の方への理解の促進も必要です。

一方、県の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口での利用者からの苦情への対応については、平成18年12月、千葉県男女共同参画苦情処理委員制度を整備しました。

今後は、更にこの制度の周知を図るとともに、申出のあった苦情や意見について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善につなげることが重要です。

市町村においては、全56市町村にDV担当課及び相談窓口が設置

されており、これらの相談件数も年々増加しています。今後、DV被害者にとって身近な窓口として、市町村の役割はきわめて大きいと考えられます。

また、平成19年のDV防止法の改正により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、平成20年1月の改正DV防止法の施行とともに、野田市が配偶者暴力相談支援センターを設置しましたが、他の市町村においても相談体制の充実強化が期待されます。

## 取組の方向

### ◇ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- ・中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整機能の充実を図ります。また、DV被害者支援に関する情報収集、相談事例やケースワークの経験に基づく調査や研究を進め、市町村や関係機関から助言を求められた場合に適切に対応するなど、中核的機能の充実を図ります。
- ・外国人や障害のある被害者に対して、被害者の生活環境に配慮した適切な対応ができるよう相談体制の充実を図ります。
- ・配偶者暴力相談支援センターにおいて、複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、市町村、関係機関、民間支援団体等と連携して、被害者の生活再建等に向けた情報を収集し、被害者の状況に応じて提供する機能の充実を図ります。

### ◇ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- ・平成19年のDV防止法の改正に基づき、各市町村に対し、配偶者暴力相談支援センターの設置についての理解を求め、積極的に働きかけます。
- ・各市町村におけるDV専門相談窓口の設置、庁内の調整機能の

充実に向けた取組が図られるよう市町村の理解を求め、積極的に働きかけます。

#### ◇ 警察による支援の充実

- ・警察では、110番通報等により、配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められるDV被害者を保護します。また、DV被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。
- ・DV被害者からの相談に対しては、事案の状況を判断し、緊急時における対応の教示、関係機関への紹介等の情報提供を行います。
- ・被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行います。
- ・被害者の心理的な事情に配慮して、女性警察職員による相談の対応や被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施など、相談しやすい環境の整備に努めます。

#### ◇ 苦情処理体制の充実

- ・男女共同参画苦情処理委員制度が適切に運営されるよう、今後も引き続き県民への周知を図ります。

## 個別目標（２） 被害者の安全の確保と一時保護体制の充実

### 【現状と課題】

県では、女性サポートセンターにおいて、DV被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、DV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や民間シェルターに一時保護を委託しています。

女性サポートセンターでは、入所者の心身の健康状態に応じて、安心して援助が受けられるよう、専門相談員、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して体制づくりを進めていますが、今後も、入所者の状態に応じた適切な対応ができるよう一時保護委託施設も含めた職員の資質向上を図る必要があります。

また、同伴児等の有無、妊娠や精神疾患など様々なケースに対応できる施設の確保や複雑な事情を抱えて入所してくるDV被害者等へのよりきめ細やかな支援が求められています。

一時保護を行う場合は、地域の配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村と連携し、被害者の安全に配慮した受入体制が整備されてきましたが、平成19年のDV防止法の改正により、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うことが配偶者暴力相談支援センターの業務である旨が明記されたことから、今後は、休日夜間の移送手段や直ちに一時保護所への移送が困難な被害者に対しての避難場所を確保するシステムを構築する必要があります。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前でDVが行われることは、児童虐待に当たるとされており、また、子どもが直接暴力の対象となってしまうこともあります。DV被害者が子どもを同伴している場合、被害女性に対する支援はもちろんですが、子どもの心身のケアが重要な課題であり、児童相談所と連携して、適切な支援を行っていくことが必要です。

安全の確保のための取組として、配偶者暴力相談支援センターや警察では、配偶者からの更なる暴力により、その生命・身体等に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者に対して、保護命令の制度についての情報提供や助言、関係機関への連絡等を行っています。

警察では、保護命令が発令された場合、裁判所と連携を取りながら、被害者への危害防止や緊急時の通報等についての教示、加害者に対する指導・警告を実施しています。また、保護命令発令後に被害者につきまとうなどの違反があった場合には、直ちに捜査を開始して検挙しており、DV防止法が制定されて以降、平成19年末までの警察の保護命令違反の検挙は18件となっています。

しかしながら、検挙後に再び違反したり、危害を加える加害者もあり、保護命令制度の効果的な運用による被害者の安全確保のためにも、違反者への厳格な対応を図る必要があります。

また、平成19年のDV防止法の改正により、保護命令を申立てたDV被害者が配偶者暴力相談支援センターへ相談していた場合等は保護命令の発令通知が配偶者暴力相談支援センターへもなされることとなり、また、新たに被害者の親族等も保護命令の対象となったことに伴い、配偶者暴力相談支援センター、警察をはじめとした関係機関の連携により、一層の安全確保に努める必要があります。

## 取組の方向

### ◇ 被害者の安全な移送の実施

- ・一時保護を行う場合の移送について、相談を受けた機関が、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を図ります。
- ・休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段の確保や直ちに一時保護所への移送が困難な場合の避難場所を各地域に確保するなど、被害者の心情に配慮した一時保護の受入体制を検討します。

### ◇ 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実

- ・売春防止法に基づく「要保護女子」やDV防止法に基づく「配偶者からの暴力による被害者」、「人身取引被害者」など、多様な入所者の状況に応じた一時保護を実施するため、社会福祉施設や

医療機関などと連携を強化するなど、きめ細かな対応を図ります。

- ・外国人、障害のある入所者に対して、委託による通訳での対応や施設のバリアフリー化など、それぞれのケースに対応した支援の充実を図ります。
- ・一時保護後、婦人保護施設や母子生活支援施設等への入所等、次の段階の支援に円滑に移行するため、市町村、関係機関等との緊密な連携を図り、入所者の支援についての連絡体制を強化します。
- ・身体的、精神的に様々な問題を抱えている入所者や同伴児に対して、医師による疾病等の有無や診療の要否についての医学的側面からの判定や心理担当者によるカウンセリングを引き続き実施します。

#### ◇ 同伴児への支援の充実

- ・女性サポートセンターに入所している間も学習ができるよう、学習室の整備、教員経験者の活用など、学習の機会の確保に努めます。
- ・女性サポートセンターにおいて、保育室やプレイルームなどを整備するなど、保育体制の充実を図ります。
- ・児童相談所、教育機関等と連携して同伴児の心理的なケアの充実を図るなど、入所中の子どもに対する支援プログラムの研究を進めます。

#### ◇ 安全確保のための取組

- ・保護命令の申立てを行うDV被害者は加害者からの抗議や追及により危害を受けるおそれが高いことから、配偶者暴力相談支援センターは、被害者の意思を確認した上で、警察に被害者の安全確保に必要な情報を提供するなど、相互に連携を図り、DV被害者の安全の確保に努めます。
- ・保護命令発令の通知を受けた場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡を取り、DV被害者の意向を確認した上で住居を訪問す

るなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、加害者による危害からDV被害者の生命、身体の安全確保に取り組みます。また、配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者に安全確保や保護命令の留意事項について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、DV被害者の安全確保に配慮します。

- 加害者からの追及があった場合の実践的な対応について、DV関係機関対応マニュアルを活用した研修の実施、相談時の避難経路の確保など、配偶者暴力相談支援センターの危機管理体制の充実を図ります。
- DV被害者が保護命令の申立ての際、申立てをしたその日に裁判所が申立人から事情を聴くことや、調停の際、被害者と加害者が直接会わないよう配慮することなど、裁判所において被害者の安全が図られ、安心して申立てができるような対応が引き続き取られるよう働きかけます。

## 個別目標（3） 職務関係者の資質向上

### 【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、民間支援団体において、DV被害者からの相談や支援を行う職員等は、DVは潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、被害が深刻化しやすいという特性を理解した上で、DV被害者の置かれた立場に常に配慮することが必要です。

加害者から様々な暴力を継続的に受けてきたDV被害者は、自分を責めたり、または他人から責められることで自信を無くし、不安を抱えながら相談に来ます。DV被害者を支援したいと思ってしたことであっても、支援者がDV被害者の気持ちを十分に理解せずに不用意に対応することで、DV被害者が「受け入れられた。」という感覚を持ってなかったり、相談することでかえって傷付いてしまうことがあります。

こうした二次被害を防止するため、DV被害者の置かれた環境や心身の状態を理解し、DV被害者の人権を尊重するとともに、その安全性や秘密の保持に十分配慮することが求められており、こうしたDVの特性やDV被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、職務関係者の研修の充実を図ることが必要です。

県では、県・市町村のDV担当者、相談員向けに経験の段階に沿った研修を実施し、職員の資質の向上を図っていますが、近年、DV被害者が抱える悩みや問題は多様化・複雑化しており、こうした相談内容に適切に対応するためには、より一層質の高い支援や関係機関との連携による支援が求められています。

一方、相談員等がDV被害者の話を聞いているうちに、自分自身が暴力を受けた感じになり、恐怖や怒りを覚えたりなど、相談員等自らが傷付いてしまうことがあります。また、それまで一生懸命支援していたのに、突然意欲がなくなり、無力感に襲われ、やる気を失ったり周囲にイライラをぶついたりふさぎ込んだりする、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態になることもあり、心身の健康が損なわれることがあります。

このようなことは、相手の話を親身に聴こうとするがために、誰にでも起こる可能性があります。相談員等はこうした体験を抱えていることが多く、十分なケアをしないまま相談を受け続けると、重篤な心の傷となったり、DV被害者もさらに傷付くこともあります。

こうしたことを防止するためには、相談員等自らが、スーパーバイザーからの助言・指導を受けるなど、積極的にケアされる機会をつくるほか、相談員等が互いに同様の体験を語り合うなどのケアが必要となります。

## 取組の方向

### ◇ DV職務関係者研修等の充実

- DV被害者の相談及び支援に携わる職員や民間支援団体における支援者の能力の向上、DV被害者への適切な対応が行えるようにするため、実務経験に応じた研修を実施するなど、職務関係者の研修の充実を図ります。研修の実施に当たっては、二次被害の防止、DV被害者等に係る情報管理の徹底を図ります。
- 市町村や裁判所など関係機関が開催する研修や講演会等へ職員を講師として派遣するなど、研修機会の確保に努めます。
- 相談のための基本的な心構えや知識、相談窓口等での二次被害の防止、情報管理の徹底を図るため、県・市町村等の関係機関向けの「関係機関対応マニュアル」の充実を図るとともに、各種研修において活用します。
- DV防止法制定以降、平成16年、平成19年と改正されてきた内容についての周知徹底を図り、DV防止法によるDV被害者の保護体制の拡大等についての理解を促進します。
- 被害者の立場に立った支援を行うためには、支援者がDVについて認識し、被害者の心情を理解することが重要なことから、DV被害者本人に対して、様々な講演会や研修会におけるパネリストや講師としての参画を促します。

#### ◇ 相談員等のための心身のセルフケア

- ・配偶者暴力相談支援センター、市町村等の関係機関の相談員等が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう、スーパーバイザーから相談事例の対応方法について、助言・指導を受けるスーパービジョンを引き続き実施します。
- ・相談活動に伴う悩みや対応について、スーパーバイザーと一緒に考える相談員等のための電話相談を活用するなど、相談員等のための心身のセルフケアが進む環境づくりを推進します。

#### ◇ 専門性の向上に向けた取組

- ・複雑化・多様化する相談内容に対応するため、内閣府で実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、県・市町村等の関係機関の相談員等の専門性の向上を図ります。
- ・女性サポートセンターによる地域の配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間支援団体に対するケースワークや支援者の心のケアについての助言・指導ができる体制の整備を図ります。

## 基本目標 3 一人ひとりの人権と選択が尊重される支援

### 個別目標 (1) 自らの意思に基づく生活再建のための支援

#### 【現状と課題】

DV被害者が暴力から逃れ、安心して生活するためには、被害者一人ひとりの意思を尊重した支援が求められており、まず差し当たり必要な住居や生活費を確保することはきわめて重要です。

DV被害者は十分な金銭等を持たないまま、一時保護される場合も少なくなく、女性サポートセンター退所後、直ちに民間のアパート等を借用できない例も見受けられることから、そうした被害者が暴力から逃れた後、精神的なケア等を受けながら、心身の回復を図り、安定した生活が送れるようになるまで段階的に継続して支援していくことが必要です。

現在、DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合、優遇措置を実施していますが、依然として応募倍率が高く、入居が難しい状況にあり、また、民間住宅は、家賃が高いことや、入居する際の保証人が得られないこともあるなど、住宅の確保が困難となっています。今後は、民間住宅等の活用も含め、住居の確保が困難なDV被害者への対策を一層強化する必要があります。

また、DV被害者の中には、就職の経験がなかったり、長く就労を離れた人も多く、就職が困難な場合が多く見受けられます。就職先の確保について、県では、ハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行うとともに、母子家庭の母等に対する無料の職業訓練や就職相談、各種セミナーの活用を図ってきました。今後は、これらの取組を一層充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら、積極的に情報提供していく必要があります。

一方、DV被害者は、配偶者からの継続的な暴力により、暴力から逃れた後も配偶者から追及されるという恐怖感など、様々な深い心の傷を負っています。DV被害者が受けた心の傷を癒やし、心身の健康を回復するためには長い時間を要することが多く、こうしたDV被害者への医学的、精神的なケアの充実が課題となっています。

D V被害者が暴力から逃れ、生活を再建しようとする際、住宅や生活費の確保、心身のケア、子どもの問題など、複数の課題を同時に抱えています。こうしたD V被害者を総合的に支援するためには、関係機関が認識を共有しながら、連携を密にする必要があります。関係機関相互の連絡調整は極めて重要です。

今後は、D V被害者の生活再建に向けた各種施策の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供、関係機関との連絡調整などの機能を強化し、D V被害者の生活再建に向けて、総合的な支援体制の整備を図る必要があります。

また、一時保護後、新たな地域で生活するD V被害者への継続的な支援を行う体制づくりが課題となっています。

## 取組の方向

### ◇ 総合的な支援体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、D V被害者が生活再建に向けて抱える様々な問題に対応していけるよう、本人の意思や状況に応じて、必要な情報を提供し、市町村・関係機関が行う支援につなげていきます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、警察等の関係機関と連携を図るとともに、D V被害者が円滑に保護命令の申立て等に臨めるよう、裁判所の手続案内や、弁護士会等の法律相談、法テラス<sup>※</sup>における民事法律扶助制度などの情報提供に努めます。
- ・ D V被害者の生活再建に向けた支援が円滑に行われるよう、各関係機関の機能や役割を体系的に整理し、総合的な支援を行うためのネットワークの構築、連携のマニュアル化を検討します。

---

#### ※ 法テラス【日本司法支援センター】

総合法律支援法(平成16年6月公布)に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された独立行政法人。司法制度をより利用しやすくし、法的なサービスの提供を身近に受けられるようにする目的で、相談窓口業務(相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け等)や民事法律扶助業務(経済的な困窮者に対する裁判費用等の立替え等)等を実施します。

#### ◇ 地域でのサポート体制の整備

- ・DV被害者が新たな地域での生活を再建していく上で、重要な役割を担う市町村の支援窓口の一元化、コーディネーターの設置に向けて、積極的に働きかけます。
- ・婦人保護施設、母子生活支援施設など地域の社会資源の活用を図ります。

#### ◇ 生活の安定に向けた支援

- ・DV被害者が、子育て支援や経済的な支援を受けながら、段階的に生活再建を目指せるよう、DV被害者に対するステップハウスの事業化に向けた検討を進めます。
- ・DV被害者が、生活再建を進める上で必要となる保護命令、離婚、親権等に係る手続、新たな住居設定、就業支援や福祉的支援を受けるための各種手続を円滑に行えるよう、市町村、民間支援団体等関係機関と連携して、被害者のニーズに対応した同行支援の実施に向けた検討を進めます。
- ・配偶者暴力相談支援センターにおいて、子どもの権利に配慮しながら、母子生活支援施設における保護の実施、児童手当や児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金や民間基金の貸付、生活保護制度等について、情報提供を行うとともに、円滑に活用されるよう努めます。また、市町村に対し、これらの支援が適切になされるよう働きかけます。

#### ◇ 住宅の確保

- ・県営住宅におけるDV被害者の入居については、単身者を含め、引き続き、抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。また、DV被害者の県営住宅の目的外使用<sup>※</sup>について、検討を進めます。

---

#### ※ 県営住宅の目的外使用

県営住宅は本来、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で供給することを目的としているが、県営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得た上で、県営住宅を一時的に本来の目的以外の用途で使用させること。

- ・市町村営住宅についても、優先入居等について要請していきます。

#### ◇ 就労の支援

- ・DV被害者を含めた母子家庭の母等の職業的自立促進を図るため公共職業訓練（受講料無料、一定の要件を満たした場合は、訓練手当が支給されます。）を引き続き実施します。
- ・「ちば仕事プラザ」内の「子育てお母さん再就職支援センター」において、キャリアコンサルタントによる個別相談や再就職に関する基礎知識を得るセミナーを開催するほか、併設しているマザーズハローワークと連携して、ワンストップで職業紹介まで受けられる仕組みを整え、女性の再就職を支援します。

#### ◇ 精神的なケアの充実

- ・女性サポートセンターを退所した後でも、退所者の希望に応じ、来所によるカウンセリング等を実施できる体制を整備します。
- ・DV被害者向けに、DVの構造やDVによる心身への影響などの講座やグループカウンセリングの実施など、支援者や仲間と出会う場の提供に努めるとともに、被害者の心の回復を図ります。

## 個別目標（２） 子どもの安全を守り、健やかな成長を保障するための支援

### 【現状と課題】

女性サポートセンターに入所したDV被害者のうち、子どもを同伴するケースは、平成19年度は127件のうち78件、児童数は122名で、全体の60%を超えており、非常に高い同伴率を示しています。

「児童虐待の防止に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待に当たることが規定されているように、DV家庭においては、加害者からの暴力は配偶者だけに留まらず、その子どもに向けられることも多く、また、DVの現場を目撃することにより、ストレスを感じたり、心に大きな傷を負うことがあり、子どもの人格形成や身体的成長過程に深刻な影響を与えています。

これらの子どもは、他の子どもに比べ、友人等に攻撃的な態度をとったり、また、問題行動や多動、不安、自分の殻に閉じこもる、学習困難などといった行動パターンも見受けられ、さらには、DVを目撃して育った子どもは、成人してからもパートナーに暴力を振るう可能性が高いという報告もあります。

また、DV被害者は、自ら暴力を受けることにより情緒不安定になったり、子どものしつけを加害者から強要されることなどから、子どもに対してあたったり、虐待をしてしまうことがあります。

これらDVによる被害の悪循環を最小限に抑えるため、DV被害者への支援とともに、DV家庭で育つ子どもの状況に応じ、適切に対応することが求められています。

女性サポートセンターでは、専門相談員、ケースワーカー、心理判定員、保育士、看護師等を配置し、子どもを連れて入所した場合には、面接などにより、子どもの状況を確認しながら、必要な場合には精神的なケアを行っています。また、退所後も、継続的なケアが必要な場合は、必要に応じ関係機関と連携を図っています。

今後は、一層子どもの安全と権利を守るため、児童福祉の専門機関である児童相談所をはじめ、精神保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター、母子生活支援施設、保育所や幼稚園、学校など、関係機関との連携により、適切な支援を行っていくことが必要です。

## 取組の方向

### ◇ 子どもの就学等への支援

- ・ 学校に対し、DV被害者の実情に応じ、学区を越えた転校について、弾力的に受け入れを行うよう働きかけます。
- ・ DV被害者の同伴する児童の保育所への入所について、母子家庭の取扱いと同様、優先的に取り扱われるよう働きかけます。

### ◇ 子どもの精神的なケア

- ・ 児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター、学校、医療機関等の関係機関と連携・協力してカウンセリングを実施するなど、継続的なケアが必要と思われる子どもについて、症状や発達段階に応じた、きめの細かい心のケアを行います。

### ◇ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

- ・ 学校・幼稚園・保育所・母子生活支援施設等においては、警察との緊密な連携の下、日ごろから安全確保の徹底に向けた体制の整備を促進します。
- ・ 加害者の追及からDV被害者を守るために欠かすことのできない子どもの安全確保のため、「教職員のための児童虐待対応マニュアル」や追及者からDV被害者を守るための「関係機関向けマニュアルⅢ」などを活用し、教職員研修等において、その対応の徹底を図ります。

**基本目標 4** **すべての人が、いつでも、どこでも、必要な支援を  
途切れなく受けることができる連携体制の整備**

**個別目標（1）** **関係機関との連携強化**

**【現状と課題】**

配偶者暴力相談支援センターをはじめ、警察、市町村、民間支援団体等、多くの関係機関が相談、一時保護、生活再建など、DV被害者の支援を行っています。DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組むことが必要です。

このため、県においては、DV問題を認識し、情報の共有化を図るため、平成13年7月に、知事をはじめ関係機関の長を構成員とする「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置しました。また、地域における関係機関の連携を強化するため、女性サポートセンターにおいて、「DV被害者支援連絡会議」を開催し、関係機関の問題意識や情報の共有化に努めています。

DV被害者は、繰り返し振るわれる暴力によって、身体的・精神的に傷つき、自信を失っています。また、生命の危険や子どもへの影響が著しくなり、暴力から逃れようとしても、所持金がないことや、乳幼児や介護すべき人がいること、加害者から監視されていることなどの理由から、相談したくても声をあげることができないDV被害者もいます。

このようなDV被害者を支援するためには、日ごろから問題解決に関わる機関がチームを組み、情報を共有しながら支援の方策について検討するとともに、見守りができる体制づくりが必要です。

そのためには、関係機関の支援者が迅速に集まり、対応策を検討できる機動力のある支援体制の整備を図る必要があります。

また、DV被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、他県の一時保護施設を利用するなど、都道府県の枠を越えた広域的な連携が必要になることから、平成19年7月、全国知事会議において

「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せ」が了承され、DV被害者の一時保護について、全国的に統一した支援をすることとなりました。

DVは、相談から一時保護、生活再建支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関による切れ目のない支援が必要です。そのためには、DV被害者に関わる各関係機関の機能や役割を明確化し、相互に理解を深め、連携できる体制を整備する必要があります。

## 取組の方向

### ◇ 県内におけるネットワークの強化

- ・ 県内の既存の資源や施策を体系化し、女性サポートセンターを中心とした支援体制を整備するため、それぞれの関係機関の役割を明確化し、相互の連携を図ります。
- ・ 関係機関・団体の長で構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者による連絡会議を開催し、情報の共有、一層の連携の強化を図ります。
- ・ 市町村のDV対策担当課長会議及び実務者会議を実施することにより、市町村との連携の強化を図ります。
- ・ 地域の実情に合った被害者支援が行えるよう、地域ごとに具体的事例に基づく事例検討会等を実施し、実践的、機動的な支援体制やシステム構築の具体策を探り、各地域に情報提供します。

### ◇ 都道府県間における連携の推進

- ・ 全国知事会議における申合せに基づき、DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進むよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、都道府県域を越えた連携に努めます。

## 個別目標（２） 市町村における支援体制の強化促進

### 【現状と課題】

県内の全 56 市町村には、DV 担当課及び相談窓口が設置されており、また、市町村によっては独自の取組として、DV 被害者が加害者から避難するための交通費や応急的な生活費のほか、民間の宿泊施設に一時的に保護した場合の宿泊費の助成や民間シェルターへの助成など、積極的に行っているところもあります。

しかし、DV 被害者からの相談の対応は、DV 担当課以外の窓口と共通であったり、開設日や時間が限られているなど、市町村によってまちまちです。

今後は、DV 被害者が相談したいときに相談できない、窓口が変わるたびに同じ内容の話をしなければならない等の弊害が発生することのないよう、相談窓口の一本化を促進する必要があります。

また、DV の防止から、相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたって、多様な関係機関による切れ目のない支援を行うためには、DV 被害者を孤立させることなく、地域に根ざしたきめ細かい支援を行う必要があります、そのためには、都道府県はもちろんのこと、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要です。

平成 19 年の DV 防止法の改正では、DV 被害者に対する自立支援施策の充実等が求められている現状に鑑み、市町村における取組を一層促進するため、市町村は、国の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、基本計画を策定するよう努めなければならないと規定されました。

さらに、国の基本方針では、市町村に対し、地域の実情に合わせ、緊急時における安全の確保や自立に向けた継続的な支援策の整備等積極的な取組を行うことが求められています。

これまで県においては、毎年度、市町村 DV 対策担当課長会議を開催し、DV 対策に係る共通認識を図るため、情報交換等を行うとともに、各種研修会を通じ、相談業務、一時保護、生活再建など DV 被害者支援の知識の習得や能力の向上に努めてきました。

また、DV被害者支援を円滑に行うためには、DV被害者に関する情報を関係機関と共有することが重要であることから、市町村において、警察、学校、健康福祉センター、民間支援団体などからなるネットワーク会議の設置が期待されます。

## 取組の方向

### ◇ 市町村基本計画の策定促進

- ・市町村に対し、基本計画の策定について積極的に働きかけます。また、市町村基本計画の策定や市町村の実施する施策が円滑に進むよう、必要に応じ、情報提供や研修を行います。

### ◇ 市町村におけるネットワーク会議の設置促進

- ・地域の実情に合わせた被害者支援のため、市町村における支援体制を整備するとともに、市町村が中心となって児童虐待防止ネットワークや高齢者虐待防止ネットワーク等と連動させたDV防止ネットワークや協議会を設置するよう働きかけます。

## 個別目標（3） 民間支援団体との連携・協働

### 【現状と課題】

DV被害者支援活動を行う民間支援団体は、DV防止法制定前からそれぞれの個性を発揮しながら、DV被害者支援に積極的に取り組んでおり、DV被害者支援のための豊富な経験や技術を有しています。

その活動は、外国人も含むDV被害者相談やカウンセリング、講座・研修会を企画・実施するほか、カウンセラーの養成、講師派遣、資金貸付・補助、シェルターの運営など様々です。

県では、DV防止法制定以降、関係機関とのネットワーク構築や民間支援団体との連携・協働による支援として、民間支援団体の活動を援助するための民間基金の立ち上げを支援したり、相談業務の委託、研修の企画・運営の委託などを実施してきました。

また、一時保護に当たっては、女性サポートセンターより他の施設での保護が適切となる場合もあるため、民間のシェルターや母子生活支援施設と一時保護委託契約を締結しています。

平成15年度からは、「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、民間団体との情報の共有、連携強化を図ってきました。

こうした状況の中、DVの相談件数は年々増加し、DV被害者が求める支援の内容も多岐にわたっています。DV被害者が居住するそれぞれの地域において、安心して平穏な生活を送るために必要な支援を提供するには、民間支援団体が大きな役割を担っており、県、市町村、関係機関等と緊密に連携を図りながら、より効果的な施策を実施するとともに、日ごろから、日常の業務の中で、情報を共有し緊密な関係を構築していくことが必要です。

今後も民間支援団体と県がそれぞれの特性を活かしながら、協働してDV被害者支援を推進していく必要があります。

さらに、県として、柔軟で機動的な支援が行える民間支援団体の特性を活かしたDV被害者支援に向けた取組について、引き続き支援していくことが必要です。

## 取組の方向

### ◇ 民間支援団体との連携

- ・ 県内のDV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図ります。
- ・ DV被害者の相談、一時保護、生活再建等に向けたDV被害者支援の施策の中で、民間支援団体と協働可能な事業について検討します。

### ◇ 民間支援団体への支援

- ・ 県が行う研修等への参加を呼びかけたり、DV被害者支援に関する情報を提供するなど、民間支援団体のスタッフの資質向上を支援します。
- ・ 民間支援団体が行っている活動に対して、必要に応じて、様々な形での支援について検討します。